



令和4年(ワ)第891号 国家賠償請求事件

原告 ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケほか2名

被告 国

## 文書提出命令申立て書(DVD-R)に関する原告意見書

2022年8月22日

名古屋地方裁判所第10民事部合議口B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 川口直也

被告の令和4年7月15日付け「文書提出命令申立てに対する意見書1」(以下「被告意見書」という。)に対する原告らの意見は、下記のとおりである。

なお、2022年6月1日付け「文書提出命令申立て書」(以下「本申立て書」という。)第4項「証明すべき事実」(1頁~2頁)の「2020年2月22日から同年3月6日にかけて」は、いずれも「2021年2月22日から同年3月6日にかけて」に訂正する。

## 目次

1 本件 DVD-R は取調べの必要性（民訴法 181 条 1 項）があること .....	3
(1) 証明すべき事実との関連性 .....	3
(2) 被告自身が、本件 DVD-R の証拠としての必要性を認めていること .....	3
(3) 証拠保全手続における DVD-R の再生部分では全く足りないこと .....	6
(4) 反訳書面や調査報告書等の書面では、DVD-R の代替にはなり得ないこと ...	8
(5) 「本件ビデオ映像には、本件申立書における『証明すべき事実』と関連性がない部分が多く含まれていること」について .....	14
2 本件ビデオ映像は、民訴法 220 条 4 号ロ（公務秘密文書）に該当しないこと ....	15
(1) 「公務員の職務上の秘密」に当たらないこと .....	15
(2) 「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」に当たらないこと .....	17
(3) 結論 .....	18
3 民訴法 220 条 2 号により本件 DVD-R を提出すべきこと .....	19
4 民訴法 220 条 3 号により本件 DVD-R を提出すべきこと .....	20
(1) 本件ビデオ映像は民訴法 220 条 3 号の法律関係文書にあたること .....	20
(2) 220 条 4 号ロに該当しないこと .....	21
(3) 結論 .....	21

## 記

### 1 本件 DVD-R は取調べの必要性（民訴法 181 条 1 項）があること

#### （1）証明すべき事実との関連性

被告も述べるように、本件 DVD-R には、「「イシュマ氏が収容されていた名古屋入管収容場の単独室内の天井に設置された定点監視カメラにより、同単独室内の状況を、1日24時間、令和3年2月22日午前8時頃から同年3月6日午後3時5分頃まで合計約295時間分を撮影した映像であり、イシュマ氏の動向等が記録されている」

（被告意見書7頁）

のであり、イシュマさんの状態や動向、入管職員の言動が記録されている。

そして、原告が証明すべき事実は、本申立書に記載したとおり、①2021年2月22日から同年3月6日にかけて、イシュマさんが、健康状態を悪化させ、速やかに外部の専門医療機関における適切な診療・治療を受けなければ、死に至る危険があることが一見して明らかな状態にあったこと、②2021年2月22日から同年3月6日にかけて、イシュマさんが、入管職員らに対して繰り返し外部の医師による診療や点滴を求め、入管職員らにもイシュマさんの状態から外部の医師による診療や点滴の必要性は一見して明らかな状態にあったにもかかわらず、入管職員らがイシュマさんの要請を取り合わず、黙殺していたこと、である。

原告が証明すべき事実は、本件 DVD-R の記録開始時である2021年2月22日から、終了時である3月6日にかけて、全編にわたって記録されたものであり、DVD-R の全体について、証明すべき事実との間に関連性があり、取調べの必要性がある。

#### （2）被告自身が、本件 DVD-R の証拠としての必要性を認めていること

被告は、被告意見書において、取調べの必要性がないと、繰々繰り返している。

しかしながら、被告はこれまでに、原告ら以外の外部の第三者が、イシュマさんの死亡事件を「調査」するに当たり、本件 DVD-R のビデオ映像を、交付あるいは

開示してきた。これらの交付、開示は、強制によることなく、被告が任意に行ったものである。同事実は、本件 DVD-R が当時のウィシュマさんの状態及び名古屋入管職員らの動静を示す重要な証拠であり、本件の調査において必要性、重要性があることを、被告自身が認めてきたことを、端的に示している。

被告が、本件 DVD-R に記録されたビデオ映像を、外部に、調査のために提供したのは、以下のとおりである。

#### ア 外部「有識者」にビデオ映像の全部を交付していること

最終報告書(甲4の1)には、「令和3年3月16日…学識経験者、医療関係者、法曹関係者、NGO関係者、入管施設地域住民から各1名ずつ、合計5名の方々に有識者として中間報告公表前の段階から本件の調査に関与していただいた。…

(中略)…有識者には、関係記録（本件の診療録、看守勤務者作成の日誌等の記録、A氏が収容されていた居室内を撮影したビデオ映像、その他の客観的な資料、関係者からの聴取記録等）を検討していただくとともに、調査チームによる調査経過及び検討内容を報告し、客観的かつ公平な立場からの御意見・御指摘をいただいた。」（1～2頁）と記載されている。

この「有識者」とは、以下の人々である（乙13）。

（医療関係者）大坪由里子（医師）、杉健三（医師）

（法曹関係者）寺崎昭義（弁護士）

三好幹夫（弁護士（元東京高等裁判所部総括判事））

（国際機関関係者）国際移住機関(IOM) 職員

（入管施設地域住民）1名

このように本件 DVD-R に記録されたビデオ映像は、「調査に関与」する、一般人から構成される「有識者」に対し、交付してきた。つまり、被告は、本件

DVD-R に記録されたビデオ映像の全部について、ウィシュマさんの死亡事件の「調査」に必要、有益なものとして認識し、交付してきたのである。

#### イ 国会議員らに対して合計約 7 時間を開示したこと

2021年12月24日、出入国在留管理庁は、衆議院法務委員会の委員らに対して、本件 DVD-R に記録されたビデオ映像を、約6時間半に編集したものを作成した。この開示は、野党が繰り返し開示を求め、与野党の合意を受けて、行われたものであった（資料1）。

さらに、2022年3月24日、出入国在留管理庁は、衆議院法務委員会理事懇談会において、上記に追加して、本件 DVD-R に記録されたビデオ映像のうち、26分間の編集した映像を上映した（資料2、3）。

これらの合計約 7 時間にわたる映像の開示は、国会議員らが、ウィシュマさんの死亡事件及び調査報告書を調査するために、出入国在留管理庁に対して開示を求め、出入国在留管理庁がこれに応じて上映したものであり、調査のために必要性、重要性があることを、国会議員及び被告が認めていることを示している。

そして、これらの映像を視聴した国会議員からは、「報告書は不正確であり、これでは真実が分からぬ。映像の全面開示が必要だ」という声が上がっている（資料3）。

#### ウ 小括

このように、被告は、自ら行う調査、あるいは国会議員が行う調査において、本件 DVD-R に記録された映像の全部、あるいは合計約 7 時間に編集したものを、外部の一般人である有識者、国会議員に対して交付、開示してきたのであり、本件における証拠としての必要性を認めていることは明らかである。

### (3) 証拠保全手続における DVD-R の再生部分では全く足りないこと

被告は、被告意見書5頁以下において、「ウ 本件ビデオ映像のうち、原告らが必要とする部分の映像は、証拠保全手続において再生され、既に取り調べ済みである」と主張する。しかしながら、被告の主張は、証拠保全における実際の事実経過に全く反するものである。証拠保全で再生された部分（約5時間分）では、証拠として不十分であり、全く足りていない。

実際の証拠保全での事実経過は、以下のとおりである。

#### ア 証拠保全手続では被告が DVD-R の提出を拒否したために限られた箇所の再生とならざるを得なかつたこと

被告は、「…このときに再生され、裁判官による取調べが行われた映像（合計約5時間分）は、基本的には、合計約295時間分にわたる本件ビデオ映像のうち、原告らが前記証すべき事実との関係で取り調べる必要があるなどとして、再生を求めたものである。」（被告意見書6頁）と述べる。「このときに再生」とは、2021年10月1日、同年12月24日及び2022年1月24日に実施された再生のことと思われる。

あたかも原告らの要望どおりに、原告らが必要と考える本件ビデオ映像すべてが再生されたかのような言辞であるが、これは事実に反する。2021年9月24日、証拠保全手続の第1回検証期日において、原告らも裁判所も、証明すべき事実との関係でDVD-R全部の提出（DVD-R全部の調書添付）を求めたが、被告が頑なに応じなかつた。そればかりか、同期日において、被告はDVD-Rの提示すらしなかつた。証拠の破棄・隠匿・改竄等を防止するという証拠保全の法の趣旨を没却する行為であることは論を俟たない。

そこでやむなく、原告らは、可及的速やかな手続進行のために、調査報告書や報道等の記載を手がかりに、映っているかもしれない映像を推測しながら、本件ビデオ映像のうちの一部を特定し、再生を求めた。原告らは、本件ビデオ映像の

全部が必要と考えていたが、裁判所が同席できる限られた時間しかなかったため、全部が必要と考えていた本件ビデオ映像の、ごく一部しか再生できなかつたのである。

したがって、証拠保全手続で再生された約5時間分以外の映像について取調べの必要が無いとはいえないことは、経緯からして明らかである。

#### イ 証拠保全において何時間でも再生可能であったとする被告の主張が裁判所及び原告を愚弄するものであること

被告は、「原告らは、本件証拠保全手続において、前記合計約5時間分の映像以外の部分についても再生を希望する旨の申出をすれば、その内容を確認することが可能な状態にあった。」（被告意見書6頁）とも述べる。要するに、被告は、原告自らが、検証期日において6時間、7時間、…295時間の再生をすることを希望せず、再生箇所を約5時間に限定したのであるから、それ以外の部分については取調べの必要性が認められないと述べたいのであろう。

しかし、前述のとおり、再生箇所が5時間と限定されたのは、被告がDVD-R全部の提出（DVD-R全部の調書添付）を拒んだためである。原告らは、断腸の思いで約5時間以外の部分の再生を選択しなかつたのである。被告がDVD-R全部の提出（DVD-R全部の調書添付）を頑なに拒否したがために、検証調書への静止画や反訳書面の添付という不合理かつ不経済な処置も要した。被告の論理に従えば、証拠保全手続において、295時間の再生をし、検証調書への静止画や反訳書面の添付をするべきだったということになる。

被告の主張は、裁判所及び原告を愚弄するものと言わざるを得ない。

#### ウ 証拠保全の検証調書添付の静止画と反訳書面で足りるとの主張の誤り

被告は「本件ビデオ映像に基づき立証することができる内容は、本件証拠保全手続の検証調書に添付された相当枚数の静止画及び当該映像部分に係る全ての音

声を反訳した書面によって立証することができるのであって、それ以上に、別途、合計約295時間分にも及ぶ本件ビデオ映像全てを取り調べる必要性は認められない」（7頁）と述べる。

しかし、静止画や文字情報では足りない。ウィシュマさんや入管職員らの口調、声の大きさ、動静等は、静止画や文字情報からは把握することができない。音声入りの動画が必要不可欠である。しかも、本件では、ウィシュマさんは死亡しているため、ウィシュマさん自身からの聞き取りや尋問が不可能であることも考慮するとより一層、動画が必要不可欠である。

## エ 小括

以上のとおり、原告らが証拠保全で約5時間分のみ再生を希望したというのは事実に反し、証拠保全で再生された部分（約5時間分）では、全く足りていない。

### （4）反訳書面や調査報告書等の書面では、DVD-Rの代替にはなり得ないこと

被告は、被告意見書7頁以下において、上記証拠保全手続で調書添付された約5時間分の映像の静止画及び反訳書面に加え、「本件ビデオ映像等に基づき抽出することが可能なウィシュマ氏の健康状態等に関する詳細かつ客観的な事実は、調査報告書、別添に記載されている」（同7頁）、「看守勤務日誌には、ウィシュマ氏に関する日々の摂食状況や水分摂取状況、服薬状況、体調、動静等が多数記載されている」（同9頁）などと主張する。

しかしながら、これらの「書面」による証拠によっては、本件DVD-Rに記録された映像に記録された情報量に到底及ばず、DVD-Rの代替にはなり得ない。

### ア 映像と文字情報では、全く情報量が異なること

本件DVD-Rに記録された動画及び音声からなる映像と、文字情報／静止画では、全く情報量が異なり、後者が前者に遠く及ばないことは、原告ら代理人弁護士

が、第1回口頭弁論期日において述べたとおりである。

ウィシュマさんの声が、力強いものであったか／弱々しいものであったか、明瞭なものであったか／不明瞭なものであったか、テンポは流暢だったか／たどたどしかったか、などは、音声を聞かなければ絶対にわからない。また、ウィシュマさんの動作——食べる、立とうとする、にじる、吐く、脱力している、など——の具体的な様子は、動いている映像を見なければ理解不能である。

これについては、出入国在留管理庁が開示した本件ビデオ映像の一部を視聴した国會議員の階猛氏が、「(2月24日の声について) 断末魔のような声」「(点滴や入院治療を) 頼んでも応じてくれないむなしさ、無力さ、悲しさ、怒り、寂しさ、いろんな思いがこもったような本当に悲痛な叫びで、非常に胸に迫った」「上体を起こそうとしても動けず、首もうなだれたままだったり、後ろに反ったりして、担当者との会話が成り立たない状況が見て取れた」などと表現しているが、このような実態は、映像を見なければ分からぬ事実である（資料4）

入管職員らの言動——ウィシュマさんに食べさせる早さ、量、ウィシュマさんを移動させるのに要した力の入れ具合、困難さ、ウィシュマさんに対する口調、親身かどうか、慌てているかどうか、など——も、映像を見なければわからぬことは同様である。この点、職員の様子について、階猛氏は、「驚いたり、あわてふためいている様子は見て取れなかった」「淡々とやっているようだった」と指摘しており、やはり映像を見なければ分からぬ事実である（資料4）

さらに、原告らが証拠保全手続において視聴した映像の中にも、ウィシュマさんがシンハラ語、あるいは英語によって発言している場面が記録されていた（資料5）。シンハラ語については、シンハラ語を理解しない入管職員らによっては、記録できないはずであり、これは映像にしか残っていないはずの情報である（英語についても同様である）。

そして、これらはいずれも、本件の証明すべき事実である、「死に至る危険があることが一見して明らかな状態にあったこと」「入管職員らがウィシュマさんの要

請を取り合はず、黙殺していたこと」を示すために不可欠な情報である。

#### イ 調査報告書、看守勤務日誌いずれも、正確性が担保されていないこと

そして何より、被告が、十分立証可能な証拠として挙げている、調査報告書と、看守勤務日誌は、内容の正確性が担保されておらず、虚偽とすら批判されており、本件 DVD-R の必要性を減殺するものには全くならない。むしろ、調査報告書、看守勤務日誌の、不正確な点を確認し、正確な事実経過や、入管職員が真実を糊塗しようとした経緯を明らかにした上で、本件違法行為を論じるためにも、本件 DVD-R は不可欠である。

#### (ア) 調査報告書（甲 4 の 1）には真実に反する記載があること

2021年8月10日、出入国在留管理庁は調査報告書（甲 4 の 1）をウェブサイトにて公表した。それから約10か月後である2022年6月16日、出入国在留管理庁は、別添【1月15日から3月6日までの経過等の詳細】（甲 4 の 2）、最終報告書の別紙（乙 13）をウェブサイトにて追加公表した（資料 6）。これらの追加公表は、本件ビデオ映像の一部を視聴した国会議員等から、最終報告書の内容が、映像の内容に反している等の指摘を受けてなされたものである。

報道等によると、本件映像を視聴した国会議員から、以下のような指摘がなされている（下線部は代理人弁護士による）。

- ① 朝日新聞デジタル2021年12月24日「ウィシュマさん収容死の映像、衆院委で開示 野党『報告書は矮小化』」（資料 1）

「開示後、野党筆頭理事の階猛氏（立憲民主党）が記者団の取材に応じ、入管庁がまとめた調査報告書について『なるべく事実を矮小（わいしょ）化しようという意図が透けて見える』と述べた。

映像は、ウィシュマさんが収容されていた名古屋入管の施設で3月6日に亡くなるまでの13日間分を約6時間半に編集したもの。階氏は、映像

では無理やり口に押し込んでいるのに報告書には食事をしたとだけ記載されているなどとし、『報告書だけでは実態に迫れなかつた』と指摘。」

② しんぶん赤旗 2022年3月2日 (資料7)

「本村(伸子)氏は2月23日のビデオでは命の危機と言える深刻な状況があつたにもかかわらず、昨年8月の入管庁調査チーム『報告書』は、『体調不良で訴えた』としか記載せず、正確ではない』と批判。古川法相は、『すべてを逐一記載していない』など述べました。本村氏は、『真相究明をこれで終わりにしないでほしい』と強く求めました」

③ 朝日新聞デジタル 2022年3月24日「入管報告書、野党議員『虚偽』ウイシュマさんの映像開示」(資料2)

「開示後、野党筆頭理事の階猛氏(立憲民主党)は記者団に『(入管庁の)報告書でウイシュマさんが発言したかのように書かれた内容は、実際の映像を見るとほとんど言っていない。報告書は虚偽と断定せざるを得ない』と報告書の内容を批判。『報告書を前提に関係者の処分や再発防止策を言うことはできない。第三者委員会をつくって改めてビデオを見て、報告書を出し直すべきだ。これなしに法務委の満足な審議はできない』と述べた。

入管庁が昨年8月に公表した報告書には、ウイシュマさんが昨年3月3日、看護師に対し『頭の中が電気工事をしているみたいに騒がしい。耳の奥で波の音がして聞こえづらい』『もう死んでもよい』などと述べたと記された。しかし階氏によると、開示された3月3日の映像で本人の発言と確認できたのは『もう死んでもいい』という箇所だけ。それ以外は看護師が質問した内容が、報告書では本人の発言として書かれていたという。指摘に対し、法務省・入管庁は別の日の映像を出し『過去には同様の発言をしていた』などと説明したという」

④ しんぶん赤旗 2022年3月25日 (資料8)

「(本件ビデオの) 視聴後の質疑で、山添(拓)氏は、入管庁の最終報告書

では『(ウィシュマさんは)・・・旨を述べた』と記述しているものの、本人が発言したものではないと指摘。『最終報告書で、他の日の記載でも同様に、ウィシュマさんが述べていないことを述べたように記述した部分はあるか』と質問。入管庁の担当者は『精査する』としか答えず、映像と報告書が整合しない部分があることが明確になり、開示の必要性が浮き彫りになりました」

##### ⑤ 衆議院法務委員会 2022年4月13日議事録（資料9）

2022年4月13日の衆議院法務委員会で、当時の古川法務大臣は、「この点に関しましては、私自身も調査報告書の記載とビデオ映像の双方を確認しておりますが、その上で、これまで、調査報告書は客観的な資料に基づくものである旨を答弁してきたところです。もっとも、当該記載がそのような認識を生じさせ得る表現となっているとの御指摘があることは理解できるところであり、真摯に受け止めたいと考えております」として、③の虚偽記載について認める答弁を行った。

さらに、「また、国会へのビデオ映像の全面的な開示を求める御意見があることも承知をしており、法務省としてはこれに応じることは困難であるとの見解をお示ししてきましたが、この点についても改めて検討をし、法務省としての考え方を整理の上、今国会の会期中に書面を理事会に提出させたいと思います」という答弁を行った。すなわち、調査報告書の内容の正確性を確認するためには、ビデオを見る必要があるということを法務大臣も認めている。

このように、調査報告書には、真実がありのままに記載されておらず、本件DVD-Rの代替にならないことは明らかである。

そもそも、証拠保全手続で再生されなかった日時の映像（約290時間）について、調査報告書には記載されていない事実が記録されている可能性は一般

論としても排除できない。上記のとおり、調査報告書が真実に反する記載をしていることからすると、残り約290時間の映像にも、調査報告書には記載されていない重要な事実が記録されている可能性は極めて高い。

(イ) 看守勤務日誌も正確性が担保されておらず、ビデオの代替にはならない

前述のとおり、ウィシュマさんや入管職員らの口調、声の大きさ、動静等は、静止画や文字情報からは把握することができないため、看守勤務日誌が本件ビデオ映像の代替とならないことは明らかであるが、加えて、看守勤務日誌は、最終報告書と同様、真実に反する記載がされている可能性があり、本件ビデオ映像の代替にはならない。

入管収容施設においては、次のとおり入管職員による文書の改竄事件が相次いでいる。

① 東日本入国管理センター虚偽記載事件（資料10）

「昨年（2018年）12月27日、警備官の1人が収容男性に対し、本来空けなければならない間隔よりも短い時間で投薬。警備官は事実を隠すため、うその時刻を処方薬の管理記録書に記した。今年4月19日にも別の警備官が同じ理由で別の男性に投薬した時刻を偽って記録した。同月9日には、警備官が内規に基づき金属製の毛抜きを収容男性に貸し出した際、回収していないにもかかわらず物品の使用表に『回収済』と記載」

② 大阪入管改竄事件（資料11）

「職員は今年（2018年）6月16日午後1時ごろ、かぜの症状を訴えた収容者に薬を渡して飲ませたが、本来は前回の投薬から6時間空けないといけないので4時間36分しか空けていなかった。その後、『救急常備薬投与簿』に投与時間を午後3時と偽って記入した」

③ 名古屋入管改竄事件（資料12）

「30代職員は20年10月29日、収容中の男性に市販の鎮痛薬を飲ま

せた際、用法上の服用間隔（6時間以上）を空けずに誤って約5時間で飲ませ、これを記録簿に記載。同僚から誤りを指摘され、発覚を防ぐために記録簿を改ざんしたり破棄したりするなどした。21年8月10日には、20代職員が収容中の別の男性に対し、カテーテルを使う前に服用させではないと医師に指示されていた睡眠導入剤を投与。これを記録簿に記入したが、収容者からの指摘で誤りに気付き、投与の事実がないかのように記録簿を改ざんした」

このように、入管収容施設においては、入管職員による文書の改竄事件が相次いでおり、看守勤務日誌についても、真実に反する記載がされている可能性があり、信用性が担保されていない。

#### ウ 小括

以上のとおり、本件DVD-Rは、記録された情報量が、反訳、調査報告書や看守勤務日誌などの書面を優に上回り、これらの書面は本件DVD-Rの代替にはならない。むしろ調査委報告書や看守勤務日誌については、正確性を欠く記載が含まれている可能性があり、その記載内容を、DVD-Rによってチェックする必要があるため、取調べの必要性がある。

#### (5) 「本件ビデオ映像には、本件申立書における『証明すべき事実』と関連性がない部分が多く含まれていること」について

なお、被告は被告意見書9頁以下において、「他の被収容者の容貌等については、その者のプライバシー等の観点からこれを明らかにすべきではないし、名古屋入管の個々の看守勤務者等の容貌等自体は、本件申立書における『証明すべき事実』とは直接には関連しない」と主張する。

しかしながら、「名古屋入管の個々の看守勤務者の容貌」は、原告らが証拠保全手続において確認した限りでは判別可能な程度に映っていない。仮に判別可能な

程度に映っていたとしても、原告らは、本訴訟において、公務員であるところの、個々の看守勤務者の違法、過失を含めて主張をしているのであって、彼らの映像が関連性を有することは当然である。被告が「名古屋入管の個々の看守勤務者の容貌」が要証事実との関係で無関係とする論拠が不明であり、むしろ看守勤務者の表情等は、過失、違法性、慰謝料額等の関係で関連性が明らかである。

他の被収容者については、証拠保全で確認できた範囲ではほとんど映っていない。「単独室」の映像なのであるから、映像全体としても他の被収容者はほとんど映っていないと思われる。したがって、「関連性がない部分が多く含まれている」わけではない。確かに他の被収容者が映っている場合、その者のプライバシーの問題があるが、それを理由に、直ちに要証事実との関連性が失われるわけではない。抽象的な「プライバシー」を根拠にウイシュマさん、入管職員の動静を証明できる唯一かつ最良の証拠である本件 DVD-R 全体の提出を否定するべきではない。仮に、関連性が認められない等の理由から、他の被収容者の容貌を除外する必要がある場合については、同人の映っている箇所だけマスキングする、除外する等の方法により対応するべきである。

なお、証拠保全の手続では、他の被収容者が映っている場面について、原告ボーラニマさん及び原告代理人らはマスキング処理なく閲覧しており、被告も何ら異議を述べなかった。被告としても、関連性を否定しきれなかった証左である。

2 本件ビデオ映像は、民訴法220条4号ロ（公務秘密文書）に該当しないこと  
被告は、本件ビデオ映像が民訴法220条4号ロ（公務秘密文書）に該当し、文書提出義務を負わないと主張するが（被告意見書12頁～14頁）、本件ビデオ映像はこれに当たらない。

（1）「公務員の職務上の秘密」に当たらないこと

ア ウイシュマさん個人を撮影したものであること

本件 DVD-R は、ウイシュマさんの様子を撮影したものであり、その様子はウ

イ シュマさん自身が生きていれば当然に知っており、本件 DVD-R に映っている入管職員の言動についても、生前のウィシュマさんが認識していたものであるから、何ら「公務員の職務上の秘密」には当たらない。むしろ、ウィシュマさんを撮影対象としたものであるから、ウィシュマさんが生きていればウィシュマさん自身が、亡くなってしまった今となってはウィシュマさんの遺族／相続人であるところの原告らが見ることができるべき映像である。

本件 DVD-R を「公務員の職務上の秘密」に当たると主張する被告は、個人を撮影した映像が、本来的に誰のものかについての認識を誤っていると言わざるを得ない。

イ 入管においては訴訟等での利用を予定して、ビデオ撮影をしていること

入管においては、むしろ、退去強制手続中に「職務行為が適法かつ適正に行われたことを立証する証拠資料とするため」に、被収容者及び措置を行う職員らを撮影することを、内部要領で定めている（資料 19）。同要領は「制止措置等」について、ビデオ撮影をするとあるが、本件のウィシュマさんについても、職員の対応の適正さを後日証明するためにビデオ撮影したと考えられ、本件 DVD-R も、訴訟等において被告が必要と考えた場合は、自ら提出することを想定していたと考えられる。自ら裁判所への提出を想定して撮影した DVD-R について、「公務員の職務上の秘密」として保護する必要はない。

ウ 既に大勢の外部者が視聴しており「秘密」でないことは明らかであること

上記のとおり、本件 DVD-R に記録されたビデオ映像は、調査にあたって、公務員ではない、入管施設地域住民を含む「有識者」らが視聴していることに加え、国会議員に対しても広く開示がなされており、「秘密」ではなくなっている。

彼らに対して入管庁として任意に開示をしていながら、遺族として国家賠償請求訴訟を提起している遺族の原告らに対して、なお「秘密」であり、開示をしないというのは、全く不合理である。

エ 被収容者から日常的に見える施設内の設備や職員は「秘密」に当たらないこと  
被告は、本件 DVD-R が提出されると「(ア) 見回りの実施の状況が明らかになる」、「(イ) 監視カメラの設置箇所や出入り口の状況等が明らかになる」、「(ウ) 看守勤務者等多数名の容貌等が記録されている」などと主張する（被告意見書 1 2～14 頁）。

しかしながら、上記（ア）から（ウ）はいずれも、ウィシュマさんや他の被収容者が収容されていた時に、見聞きしていたものであり、「秘密」でも何でもない。これらは日常的に、被収容者から見えるものであり、これらが知られたからといって、施設管理上不都合が生じるものではない。

オ 原告らも施設内を見ており「秘密」に当たらないこと

また、2021年5月17日に原告ワヨミさん及び原告ポールニマさんらが名古屋入管を訪れ、本件ビデオが撮影された部屋を案内されており、その際、当然出入り口の状況も見ており、部屋にカメラがついていた跡を確認している。

さらに、監視カメラの設置位置は、既に実施した証拠保全手続における検証（上映）でも、天井に設置されていることは明らかであった。

カ 職員らの容貌は判別できないこと

また、上記のとおり、本件 DVD-R の映像は天井からの撮影であるため、職員らが帽子をかぶりマスクもしていることに加え、さらにはビデオの解像度も低いため、看守勤務者等の容貌を判別することは不可能あるいは困難である。

キ 小括

以上により、本件 DVD-R は「公務員の職務上の秘密」に当たらないため、その他の要件を検討するまでもなく、民訴法220条4号ロの公務秘密文書に該当しない。

(2) 「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそ

れがある」に当たらないこと

念のため、同要件について述べるに、単に文書の性格から公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずる抽象的なおそれがあることが認められるだけでは足りず、その文書の記載内容からみてそのおそれの存在することが具体的に認められることが必要である（最高裁平成17年10月14日第三小法廷決定・民集59巻8号2265頁）。

しかしながら、被告は、「一般に、収容施設内の動画が外部に明らかにされることは、看過できない保安上の支障を生じさせる」（被告意見書11頁）と、「一般」的な抽象的蓋然性を述べているにすぎない。被告は、「過去に監視カメラのレンズを覆われた」などと主張しているが、本件DVD-Rについていえば、原告らが名古屋入管に赴いた時点で、既にカメラについては撤去されて天井に穴が空いていたものであり、今後、「監視カメラのレンズを覆われる」ような出来事が起きる具体的なおそれは存在しない。その他、禁制品の授受や職員の身柄拘束の可能性など、縷々述べているが、いずれも抽象的であり、本件ビデオの開示とは何ら具体的な関連性を有しないことは当然である。

また、被告は、看守勤務者について、不適切な発言等をした看守勤務者等が特定されると、行き過ぎた批判や非難が集中するなどして、日常業務の円滑な遂行が阻害されるなどの蓋然性も否定することができない、などと主張するが（被告意見書14頁）、これも抽象的蓋然性を述べているにすぎず、公務員である職員らがどのように日常業務が出来なくなるのか明らかではなく、具体的なものではない。

### （3）結論

以上のことおり、本件DVD-Rは民訴法220条4号ロの公務秘密文書に該当せず、他の除外事由にも該当しないため、被告は民訴法220条4号により、文書提出義務を負う。

### 3 民訴法220条2号により本件DVD-Rを提出すべきこと

#### (1) 被告は原告らに対して、本件文書を閲覧させる義務を負うこと

平成20年11月19日付け「被害者等に対する不起訴事件記録の開示について（依命通達）」（資料13）において、被害者参加対象事件の不起訴事件記録については、原則として客観的証拠の閲覧を認めることが周知されている。

不起訴事件に限ることの趣旨は、捜査が終了していることから、開示により捜査に支障が生じることが観念できず、また、客観的証拠は、主観的証拠と異なり、証拠価値の毀損・隠滅等のおそれがなく、したがって、開示による不都合が生じないからと考えられる。

また、平成26年10月21日付け「犯罪被害者等の権利利益の尊重について（依命通達）」（資料14）において、被害者参加対象事件が起訴された場合、被害者等から、証拠調べ請求をすることとしている証拠の開示を求められたときは一定の場合を除き閲覧を認めるなどの弾力的な運用に努めるよう周知されている。

起訴された事件につき閲覧を認めた趣旨は、不起訴事件と同様と考えられる。

さらに、平成26年3月19日に行われた衆議院法務委員会において、法務省刑事局長は、「捜査、公判、各段階を問わず、その死因等についても、可能な範囲で御遺族等に丁寧な説明を行う」と述べている（資料15・14頁）。

そして、自由権規約6条（生命の権利）についての一般的意見36パラグラフ28では、締約国は、調査に関連する詳細を被害者の最近親者に開示しなければならないことを定めている（資料16・10頁及び11頁）。

原告ワヨミさん及び原告ポールニマさんは、2021年11月9日、名古屋入管局長を含む幹部などを被告訴人として、殺人罪で名古屋地方検察庁に告訴をし、同月30日、受理された（資料17）。殺人罪は、被害者参加対象事件である（刑事訴訟法316条の33第1項1号）。

本件DVD-Rは客観的証拠であることから、証拠価値を毀損・減滅することは不可能である。本件DVD-Rを閲覧させることは、被害者参加対象事件における事件

記録を開示する場合と同様の利益状況にある。

そして、上記殺人告訴事件については、2022年6月17日に不起訴処分がなされ（資料18）、2022年8月31日には事件記録の一部について開示が予定されているため、本件DVD-Rは民訴法220条2号の「閲覧を求めることができる文書」に該当する。

## （2）結論

以上より、本件DVD-Rは、民訴法220条2号の「挙証者が（準）文書の所持者に対し」「その」「閲覧を求めることができるとき」にあたり、準文書であるDVD-Rの所持者である国は、本件文書の提出義務を負う。

## 4 民訴法220条3号により本件DVD-Rを提出すべきこと

### （1）本件ビデオ映像は民訴法220条3号の法律関係文書にあたること

民事訴訟法220条3号の「挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成された」文書（法律関係文書）とは「法律関係の構成要件事実の全部または一部が記載された書面」（大阪高決昭53年9月22日判時912号43頁）をいう。必ずしも契約を発生原因とする法律関係について作成されたものに限定する必要はなく、不法行為など契約以外の法律関係も含まれる。そして、挙証者と所持者との間の法律関係に関連のある事項が記載されたものであれば、その文書の作成が両者の共同関与によるものである必要はなく、所持者が単独で作成したものでもよい（「条解民事訴訟法（第2版）」1196頁）。このことは、最決令和2年3月24日民集第74巻3号455頁においても、不法行為の要件の一部を記載した記録媒体も法律関係に含まれることを前提に、かつ、一方当事者ないしその遺族が関与していない記録媒体においても肯定されていることからも明らかである。

同令和2年最高裁決定は「文書提出命令の申立てに係る文書が法律関係文書に該当するか否かについては、民訴法220条3号後段の文言及び沿革に照らし、当該文書の記載内容やその作成の経緯及び目的等を斟酌して判断すべきである」として

いる。

具体的には、不法行為による損害賠償関係の法律関係文書としては、市議会の参考人質疑により名誉・プライバシー侵害を受けたことを理由とする損害賠償との関係で、市が所持する会議要録(東京高決平10年7月7日判タ1016号246頁)や刑務所に収容された者が刑務所職員から暴行を受けたことを理由とする損害賠償との関係で刑務所職員が施設長への報告のために作成した状況記録書などがある(千葉地平成10年7月27日判タ1014号269頁)。

これを本件についてみると、本件ビデオ映像は当時のウィシュマさんに一見して点滴等適切な治療を受ける必要にあることが明らかであったこと、ウィシュマさんが繰り返し、外部の医師の診察や点滴の実施を求めており、それに対する職員らの対応等が記録されており、記載(記録)内容はその法律関係の一部を表すものである。

これに加えて、本件ビデオ映像の撮影経緯・撮影目的は、ウィシュマさんの体調の変化、病状も含めた状態を把握するためにも撮影されていたものである。

以上からすれば、本件ビデオ映像(本件準文書)は、申立人と相手方との間において、法律関係(準)文書に該当するというべきである。

## (2) 220条4号口に該当しないこと

仮に220条4号が類推適用されるとても、本件ビデオ映像は、上記のとおり、民訴法220条4号口に該当しない。

## (3) 結論

以上により、本件DVD-Rは、民訴法220条3号後段の法律関係(準)文書に当たり、国は、本件DVD-Rの提出義務を負う。

以上